

飛鳥寺軒瓦拾遺

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

蘇我馬子が用明2年(587)に発願し、崇峻元年(588)に造営の始まった飛鳥寺は、日本初の七堂伽藍を備えた寺である。この飛鳥寺の軒瓦といえ、創建の素弁蓮華紋軒丸瓦が目まされることが多いが、7世紀後半から8世紀には複弁八弁蓮華紋軒丸瓦と均整唐草紋軒平瓦とを採用する。『飛鳥寺発掘調査報告』(奈文研学報第5冊、1958年。以下『報告』)でXIV・XV・XVI型式とした軒丸瓦とIV型式とした軒平瓦である。これらの軒瓦は、蘇我本宗家滅亡後の飛鳥寺が官寺に準ぜられ、後に平城元興寺に移建されていく過程を物語る。最近、これらの軒瓦の分類について、若干の補訂を行う必要が判明したので報告する。飛鳥寺の軒瓦については、『報告』後、『飛鳥・藤原宮発掘調査概報23』(1993年)で型式を追加した。本稿もこれまでの型式番号を基本的に踏襲する。なお、4桁の型式番号は『平城宮出土軒瓦型式一覧』(1978年)に示した番号である。

複弁八弁蓮華紋軒丸瓦 XIV型式(図1、『報告』PL.67-22~25)は、素紋の斜縁をもつ。弁はやや扁平。中房は大きい低く、1+4+8の蓮子をおく。瓦範の傷と割れの進み具合を4段階に区分できる。丸瓦の接合は、当初は丸瓦の端面にV字形の切り込みを入れ、凹凸面には斜格子の刻み目、端面には刺突を施すが、後に端面の切り込みを入れなくなり、刻みを施すにとどまるようになる。『報告』ではこの軒丸瓦を「南都元興寺創建の瓦當と同一型式」としたが別範である。

XV型式は『報告』に明示されなかったもので、以後、平城元興寺の創建軒丸瓦6201Aをあてる。弁が幅広く、XIV型式よりさらに扁平である。中房は低く、蓮子は1+8+8。外縁は当初、傾斜の緩い素紋縁(XV型式a・6201Aa、図2)だが、外縁を高くし線鋸歯紋を彫り加える(XV型式b・6201Ab、図3)。平城元興寺出土のXV型式aは、外縁を高くつまみ出すものが多い。丸瓦先端の凹凸面に粗い斜格子刻み、端面には縦の刻み目を入れて瓦当と接合する。

XVI型式(図4、『報告』PL.67-21)は、XV型式bに似るが、弁の割り付けが不正確で弁中央の筋や間弁がない箇所、弁同士が接続する箇所があり、別範である。外縁は斜縁で線鋸歯紋をおく。中房蓮子は1+8+8。積み上げ式の成形台一本作り技法で製作された軒丸瓦である。

均整唐草紋軒平瓦 軒平瓦IV型式は大官大寺式の三回反転均整唐草紋軒平瓦。『報告』にはIV型式として、大官大寺所用6661Bを記載する(PL.68-27)が、平城元興寺創建軒平瓦6661Dも存在する。ここでは二つをIV型式B・IV型式Dとよびわける。DはBに似るが、唐草紋の屈曲が弱い。Dには彫り直しがあり、これをDa(図5)・Dbに細分する。DbはDaの唐草紋を太く彫り直したものである。IV型式Bは大半が粘土紐桶巻き作りだが、粘土板桶巻き作りの製品も1点ある。IV型式Daは粘土板桶巻き作りである。

出土点数 1956・1957年調査で出土した上記4型式の軒瓦の点数は、軒丸瓦XIV型式194点・XV型式b14点・XVI型式3点、軒平瓦IV型式22点(B20点・Da2点)である。それ以降の調査でも、軒丸瓦XIV型式は332点と多量に出土するが、軒丸瓦XV型式は6点(a1点、b5点)、軒平瓦IV型式は10点(B8点、Da2点)出土したにすぎず、XVI型式は出土が確認されない。

まとめ 既に指摘されているように、平城元興寺創建軒瓦は軒丸瓦XV型式aと軒平瓦IV型式Daである(中井1988)。大官大寺と法灯のつながらない平城元興寺に大官大寺式軒平瓦が採用された背景はどこにあるのだろうか。この組み合わせは、飛鳥寺での軒丸瓦XIV型式と軒平瓦IV型式Bを踏襲したとみてよい。だが、出土点数に明らかなように飛鳥寺では両者は量的につり合わない。

軒丸瓦XIV型式は范型の摩耗と范割れの進行状況を観察でき、丸瓦の接合技法にも変化があるので、かなり長期間の製作を想定しうる。さて、軒丸瓦XIV型式が粘土板巻き付け作りの丸瓦部をもつに対し、軒平瓦IV型式Bの大半は粘土紐桶巻き作りである。製作技法からも、また胎土・焼成からみても両者はセットでは製作されていない。創建以来の伝統から、軒丸瓦XIV型式は初め組み合う軒平瓦をもたなかったが、後に大官大寺から軒平瓦IV型式Bを持ち込み組み合わせたと考えるのが妥当だろう。その時期は、軒平瓦IV型式Bが大官大寺の塔・中門・回廊の所用軒瓦であることから、8世紀初頭前後を遡らない。軒丸瓦XIV型式が軒平瓦IV型式Bと組み合わせるのは、その製作期間の終わりに近い頃で、製作の始まりは7世紀後半、川原寺から軒丸瓦Ⅷ型式（川原寺601A）が供給されたのに続く時期あたりであろう。とすれば、軒丸瓦XIV型式は天武朝の飛鳥寺修理を示す軒瓦といえる。官治の寺を制限するなか、その由緒にちなみ飛鳥寺が官寺の例に入れられたのは天武9年（680）である。

軒丸瓦XV型式aと軒平瓦IV型式Daの創出を平城元興寺の創建時とすれば、飛鳥寺から出土することの組み合わせ、および軒丸瓦XIV型式bは平城元興寺から搬入された修理瓦と理解できる。また、軒丸瓦XVI型式は、軒丸瓦XV型式bを模倣して作られた瓦であろうが、現在までに平城元興寺で出土しない。これを単純に奈良時代における飛鳥寺独自の補足瓦と推測できるか、といえば、飛鳥地域での成形台一本作り軒丸瓦が、わずかに1種類（平城薬師寺から川原寺や山田寺に供給された6143A）である点に問題がある。軒丸瓦XVI型式も平城元興寺からの供給を推測するのが無難であろう。

以上のように、今回取り上げた軒瓦は天武朝から奈良時代にかけての飛鳥寺の歴史を物語るに欠くことのできない瓦である。藤原京外にあった官大寺のうち飛鳥寺が平城京に移され、川原寺に同じ措置がとられなかった理由は、案外これらの軒瓦の顔色に滲んでいるようにも思える。（花谷 浩）

参考文献 中井公 1988年「平城京元興寺創建期の軒瓦について」、『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズIV、pp.435~443)